



# 埼玉県報

第 2 5 8 3 号  
平成 2 6 年 4 月 8 日  
火 曜 日

## 目 次

### 規則

- [埼玉県警察組織規則の一部を改正する規則\(留置管理課\)](#)

### 告示

- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(南西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(秩父地域振興センター\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する告示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する告示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [神川町土地改良区の役員就退任届\(本庄農林振興センター\)](#)
- [備前渠用水路土地改良区の役員就任届\(大里農林振興センター\)](#)
- [元荒川土地改良区の役員就任届\(春日部農林振興センター\)](#)
- [保安林の指定予定\(森づくり課\)](#)
- [保安林の指定予定\(森づくり課\)](#)
- [保安林の指定予定\(森づくり課\)](#)
- [保安林の指定予定\(森づくり課\)](#)
- [鴻巣都市計画滝馬室土地区画整理事業の変更に係る図書の写しの縦覧\(市街地整備課\)](#)
- [計量器の定期検査\(計量検定所\)](#)
- [計量器の定期検査\(計量検定所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [下水道維持管理包括委託に関する落札者等の告示\(下水道管理課\)](#)
- [平成26年3月2日執行の埼玉県議会議員補欠選挙\(南第2区\)における選挙運動に関する収支報告書要旨の公表\(選挙管理委員会\)](#)

### 正誤

- [埼玉県告示第441号中訂正\(社会福祉課\)](#)

## 規 則

埼玉県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年4月8日

埼玉県公安委員会委員長 上 岡 悦 子

埼玉県公安委員会規則第4号

埼玉県警察組織規則の一部を改正する規則

埼玉県警察組織規則（昭和50年埼玉県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第55条第2号中「警察本部浦和西留置施設、警察本部蕨留置施設及び警察本部寄居留置施設」を「警察本部第一留置施設、警察本部第二留置施設及び警察本部第三留置施設」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月17日から施行する。

## 告 示

埼玉県告示第五百七十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十六年四月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十六年三月二十五日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 *meraputi project*
- 三 代表者の氏名  
鷹 齋 心平
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県新座市野寺四丁目四番二十二号
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、日本人大学生に対し、インドネシアなどの新興国での滞在機会を提供し、現地活動を通して、グローバル人材育成に寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第五百七十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県秩父地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十六年四月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十六年二月二十一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人ちちぶ国際音楽祭
- 三 代表者の氏名  
池 田 俊 江
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県秩父市桜木町二十二番十三号
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、将来を担う音楽家の育成を目指すとともに、音楽による活力あるまちづくりに寄与することを目的とする。

# 告 示

埼玉県告示第五百七十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年四月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

入間野田モール

埼玉県入間市大字野田字山王塚八百八十九番地外

### ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ベルク 代表取締役 原島功

埼玉県大里郡寄居町大字用土五千四百五十六番地

（変更後）株式会社ベルク 代表取締役 原島功

埼玉県大里郡寄居町大字用土五千四百五十六番地

株式会社マツモトキヨシ 代表取締役 松本清雄

千葉県松戸市新松戸東九番地一

株式会社キャンドウ 代表取締役 城戸一弥

東京都新宿区北新宿二丁目二十一番一号

新宿フロントタワー三十三階

株式会社不二家 代表取締役 櫻井康文

東京都文京区大塚二丁目十五番地六

株式会社しまむら 代表取締役 野中正人

埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目十九番地四

## ハ 変更年月日

平成十六年九月二十九日外

## 二 届出年月日

平成二十六年三月二十七日

## 二 縦覧期間

平成二十六年四月八日から平成二十六年八月八日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

#### イ 意見書提出期間

平成二十六年四月八日から平成二十六年八月八日まで

#### ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告示

埼玉県告示第五百七十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年四月八日

埼玉県知事 上田清司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

入間野田モール

埼玉県入間市大字野田字山王塚八百八十九番地外

### ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 四四〇台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 三七一台

荷さばき施設の位置及び面積

（変更前）位置 図面省略 面積 五六二平方メートル

（変更後）位置 図面省略 面積 四四八平方メートル

## 八 変更年月日

平成二十六年十一月二十八日

## 二 届出年月日

平成二十六年三月二十七日

## 二 縦覧期間

平成二十六年四月八日から平成二十六年八月八日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

### イ 意見書提出期間

平成二十六年四月八日から平成二十六年八月八日まで

### ロ 意見書提出先





# 告示

埼玉県告示第五百七十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、  
神川町土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び  
住所について、次のとおり届出があった。

平成二十六年四月八日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住所
理事	清水雅之	埼玉県児玉郡神川町大字八日市二十九番地十二
同	主山義雄	同 同 新里千八百十二番地
同	秋山政治	同 同 新宿千四百四十四番地一
同	野村昌	同 同 池田六百三十八番地一
同	戸谷武雄	同 同 新里二千六百七十六番地
同	高橋文治郎	同 同 千六百八十番地
同	戸谷英之	同 同 中新里二百三十番地
同	貫井久昭	同 同 貫井二百五番地二
同	大畠永行	同 同 植竹五百五十六番地
同	土屋泰雄	同 同 八百七番地二
同	野沢英次	同 同 肥土九百三十八番地
同	伊藤英策	同 同 関口二百七番地一
同	伊藤勝行	同 同 四軒在家二百五番地二
同	伊藤哲夫	同 同 元阿保百八十九番地
同	岩崎喜久夫	同 同 五百三番地
同	榊豊彦	同 同 八日市二千五百五十八番地
同	福島栄次	同 同 五百四十四番地
同	清水儀久	同 同 上里町大字長浜七百四番地
同	坂本博好	同 同 大御堂五十八番地
同	新井明夫	同 同 本庄市児玉町上真下七十四番地
同	鈴木幹雄	同 同 児玉町保木野三百七十四番地
監事	内海徹治	同 同 児玉郡神川町大字新里千二百四十三番地
同	卜部智	同 同 同 元阿保六百五十一番地
同	金井眞澄	同 同 同 八日市百二十一番地
同	須長博	同 同 上里町大字長浜三百四十八番地二

一一退任		職名	氏名	住所
同	田島光昌	同	同	本庄市児玉町上真下百七十一番地
理事	清水雅之	埼玉県児玉郡神川町大字八日市二十九番地十二	同	同
同	高橋文治郎	同	同	同
同	伊藤茂	同	同	上里町大字長浜四百七十三番地一
同	秋山政治	同	同	神川町大字新宿千四百四十四番地一
同	中原吉太郎	同	同	元阿保五百六十九番地
同	堀口米作	同	同	貫井三百十九番地
同	竹内房夫	同	同	本庄市児玉町保木野四百三十二番地一
同	松本文作	同	同	児玉郡神川町大字八日市六百四十九番地一
同	新井明夫	同	同	本庄市児玉町上真下七十四番地
同	伊藤勝行	同	同	児玉郡神川町大字四軒在家二百五番地二
同	主山義雄	同	同	新里千八百十二番地
同	戸谷英之	同	同	中新里二百三十番地
同	戸谷武雄	同	同	新里二千六百七十六番地
同	中久木一夫	同	同	上里町大字大御堂二百十九番地
同	大畠永行	同	同	神川町大字植竹五百五十六番地
同	進藤誠一	同	同	関口百九十六番地
同	木村喜平	同	同	八日市百二十二番地
同	茂木宏之	同	同	二ノ宮二百八十一番地
同	田村英昭	同	同	植竹七百二十八番地一
同	戸塚八郎	同	同	同
同	杉村晃	同	同	元阿保五百六十三番地
監事	落合久	同	同	八日市五百三十七番地
同	内海一男	同	同	新里千二百二十七番地一
同	田島光昌	同	同	本庄市児玉町上真下百七十一番地
同	久保公男	同	同	児玉郡上里町大字長浜三百五十三番地
同	曾根肇	同	同	神川町大字元阿保百七十番地

## 告 示

埼玉県告示第五百七十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、  
備前渠用水路土地改良区から当該役員に就任した者の氏名及び住所について、次の  
とおり届出があった。

平成二十六年四月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名	氏 名	住 所
理事 須	藤 修身	埼玉県深谷市堀米二百十一番地一

## 告 示

埼玉県告示第五百七十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、元荒川土地改良区から当該役員に就任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十六年四月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名	氏 名	住 所
理事	竹 内 昭 一	埼玉県蓮田市大字黒浜六百番地
監事	田 嶋 芳 雄	同 春日部市谷原新田千八百五十七番地六

# 告示

埼玉県告示第五百七十九号

次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二十六年四月八日

埼玉県知事 上田清司

## 一 指定予定保安林の所在場所

埼玉県秩父市荒川小野原字柴原一四六、一四七の一

## 二 指定の目的

土砂の流出の防備

## 三 指定施業要件

### イ 立木の伐採の方法

- (一) 次の森林については、主伐は、択伐による。
- 字柴原一四七の一（次の図に示す部分に限る。）
- (二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (四) 間伐に係るものは、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を埼玉県庁及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。)

# 告示

埼玉県告示第五百八十号

次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二十六年四月八日

埼玉県知事 上田清司

一 指定予定保安林の所在場所

埼玉県秩父市荒川上田野字南山二五五〇

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係るものは、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

( ) 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を埼玉県庁及び秩父市役所に備えて置いて縦覧に供する。( )

# 告示

埼玉県告示第五百八十一号

次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二十六年四月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 指定予定保安林の所在場所

埼玉県飯能市大字坂石字三武越二〇の一、二〇の二、三〇の一、三三、三四、四九、五〇、五一

## 二 指定の目的

土砂の流出の防備

## 三 指定施業要件

### イ 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字三武越二〇の一・二〇の二・三〇の一・三三・三四・四九・五〇・五一

(以上八筆について次の図に示す部分に限る。)

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係るものは、次のとおりとする。

### ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を埼玉県庁及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。)

# 告示

埼玉県告示第五百八十二号

次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二十六年四月八日

埼玉県知事 上田清司

一 指定予定保安林の所在場所

埼玉県飯能市大字平戸字智房三一五

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字智房三一五（次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係るものは、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を埼玉県庁及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。)



## 告 示

埼玉県告示第五百八十二号

鴻巣市長から鴻巣都市計画滝馬室土地区画整理事業の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部市街地整備課において縦覧に供する。

平成二十六年四月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

埼玉県計量検定所長告示第一号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十六年四月八日

埼玉県計量検定所長 針 山 崇

一 検査対象となる特定計量器

質量計（ひょう量が二百五十キログラム以下の電気式以外のはかり）

二 検査を行う区域、期日、時間及び場所

区 域	期 日	時 間	場 所
東秩父村	平成二十六年五月二十 六日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	東秩父村役場
越 生 町	平成二十六年五月二十 八日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	越生町中央公民館 駐車場
	平成二十六年五月二十 九日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	越生町自然休養村 センター駐車場
戸 田 市	平成二十六年六月二日 及び同月三日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	戸田市役所
蕨 市	平成二十六年六月五日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	蕨市民会館駐車場
	平成二十六年六月六日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	蕨市民公園緊急車 両駐車場

鳩山町	平成二十六年六月十日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	鳩山町役場
小川町	平成二十六年六月十一 日及び同月十二日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	小川町役場（北側 公用車駐車場）
滑川町	平成二十六年六月十六 日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	滑川町コミュニテ イセンター
毛呂山町	平成二十六年六月十七 日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	役場来賓駐車場
嵐山町	平成二十六年六月十八 日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	嵐山町役場
飯能市	平成二十六年六月二十 三日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	吾野地区行政セン ター
	平成二十六年六月二十 四日	午前十時から正午 まで	名栗地区行政セン ター
	平成二十六年六月二十 五日から同月二十七日 まで	午後一時から三時 まで	原市場地区行政セ ンター
	平成二十六年六月二十 五日から同月二十七日 まで	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	飯能県土整備事務 所
ときがわ町	平成二十六年六月三十 日	午前十時から正午 まで	ときがわ町役場本 庁舎
		午後一時から三時 まで	ときがわ町役場第 二庁舎

日高市	平成二十六年七月一日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	日高市役所公用車 車庫倉庫棟
吉見町	平成二十六年七月二日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	吉見町役場
川島町	平成二十六年七月三日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	川島町コミュニテ イセンター前駐車 場
三芳町	平成二十六年七月四日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	三芳町役場第一駐 車場
鶴ヶ島市	平成二十六年七月七日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	鶴ヶ島市役所（駐 車場）
入間市	平成二十六年七月八日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	宮寺公民館
	平成二十六年七月九日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	金子公民館
	平成二十六年七月十日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	西武公民館
日	平成二十六年七月十一日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	東金子公民館

		戸田市		蕨市		坂戸市		東松山市	
平成二十六年七月十四日		平成二十六年七月十五日		平成二十六年七月十六日		平成二十六年七月十七日		平成二十六年七月十八日及び同月十九日	
午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで		午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで		午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで		午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで		午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	
入間市市民会館		藤沢公民館		入間市役所		戸田市役所		松山市民活動センター	
						高坂市民活動センター		唐子市民活動センター	
						大岡市民活動センター		野本市市民活動センター	

東松山市	坂戸市	鶴ヶ島市	川島町	吉見町
			日	平成二十六年八月二十
		から三時まで	まで及び午後一時	午前十時から正午
			ター	松山市民活動セン

# 告示

埼玉県計量検定所長告示第二号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条の規定による特定計量器の定期検査を、同法第二十条第一項の規定により、指定定期検査機関一般社団法人埼玉県計量協会に次のとおり実施させる。

平成二十六年四月八日

埼玉県計量検定所長 針山 崇

## 一 検査対象となる特定計量器

質量計（電気式はかり及びひょう量が二百五十キログラムを超える電気式以外のはかり）

## 二 検査を行う区域、期日及び場所

区域	期日	場所
東秩父村	平成二十六年五月二十六日から八月二十五日まで（日曜日、土曜日及び休日）（埼玉県の休日を定める条例）（平成元年埼玉県条例第三号）（第一条第一項第二号及び第三号に掲げる日を除く。以下同じ。）を除く。）	計量器の所在場所
越生町	平成二十六年五月二十八日から八月二十七日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
戸田市	平成二十六年六月二日から九月一日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
蕨市	平成二十六年六月五日から九月四日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
鳩山町	平成二十六年六月十日から九月九日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同

小川町	平成二十六年六月十一日から九月十日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
滑川町	平成二十六年六月十六日から九月十六日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
毛呂山町	平成二十六年六月十七日から九月十六日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
嵐山町	平成二十六年六月十八日から九月十七日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
飯能市	平成二十六年六月二十三日から九月二十二日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
ときがわ町	平成二十六年六月三十日から九月十九日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
日高市	平成二十六年七月一日から九月三十日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
吉見町	平成二十六年七月二日から十月一日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
川島町	平成二十六年七月三日から十月二日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
三芳町	平成二十六年七月四日から十月三日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同



鶴ヶ島市	平成二十六年七月七日から十月六日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
人間市	平成二十六年七月八日から十月七日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
坂戸市	平成二十六年七月二十二日から十月二十一日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
東松山市	平成二十六年七月二十八日から十月二十七日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第五十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年四月八日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘 裕子

一 許可番号

平成二十五年七月二十四日

指令川建セ第二五 三八 号

二 検査済証番号

平成二十六年四月四日

川建セ第二五 一五六号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡嵐山町大字鎌形字南原九七九番一、九八 番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡嵐山町むさし台一丁目二四番地九 エルドラード嵐山一 一号室

中村克之

# 告 示

埼玉県流域下水道事業告示第二号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月八日

埼玉県下水道事業管理者 土 屋 綱 男

- 1 購入等件名及び数量  
荒川右岸流域下水道新河岸川上流水循環センター維持管理包括委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県荒川右岸下水道事務所 総務・管理担当 埼玉県和光市新倉六丁目1番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成26年3月27日
- 4 落札者の氏名及び住所  
石垣メンテナンス・メタウォーターサービス・トーニチ共同企業体  
代表構成員  
石垣メンテナンス株式会社 東京都中央区京橋一丁目1番1号  
構成員  
メタウォーターサービス株式会社 東京都千代田区神田須田町一丁目25番地  
株式会社トーニチ 埼玉県さいたま市大宮区三橋二丁目402番地
- 5 落札金額  
1,150,000,000円(税抜き)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
平成25年12月20日

# 告 示

埼玉県選管告示第二十六号

平成二十六年三月二日執行の埼玉県議会議員補欠選挙（南第二区）につき、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百八十九条第一項の規定により提出された候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を、同法第百九十二条第一項及び第二項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十六年四月八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成26年3月2日執行 埼玉県議会議員補欠選挙（南第2区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額（法定選挙運動費用額）  
9,371,000 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	彦野 智子	所属党派	日本共産党	期間	2月9日から 第1回分 3月5日まで
出納責任者氏名	山田 清				

収入

主たる寄附

(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)
日本共産党埼玉南部地区委員会		155,000 円
生田 功子	無職	30,000 円
永塚 友啓	税理士	20,000 円
星野 洋子	無職	20,000 円

支出

人件費	0 円
家屋費	90,000 円
選挙事務所費	90,000 円
集合会場費	0 円
通信費	21,280 円
交通費	0 円
印刷費	597,600 円
広告費	45,000 円
文具費	538 円
食糧費	5,800 円
休泊費	0 円
雑費	20,000 円

その他の寄附	3件	30,000 円
その他の収入		45,218 円
今回計		300,218 円
総計		300,218 円

今回計	780,218 円
総計	780,218 円

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	ポスターの作成	480,000 円
	計	480,000 円

報告書受理年月日	平成26年3月24日	第1回報告分
----------	------------	--------

候補者氏名	立石 泰広	所属党派	自由民主党	期間	1月29日から 第1回分 3月17日まで
出納責任者氏名	深山 正康				

収入

主たる寄附

(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)
田中 好一	会社役員	30,000 円
國分 洋太	会社役員	30,000 円
内田 秀樹	会社役員	20,000 円
針谷 靖夫	会社役員	30,000 円
金子 はるみ	無職	50,000 円
此川 元治	会社役員	50,000 円
大山 宣吉	無職	20,000 円
矢島 健	会社役員	30,000 円
伊古田 朝三	会社役員	20,000 円
荏原 豊光	会社役員	30,000 円
奥ノ木 愛子	無職	30,000 円
永瀬 千枝子	無職	30,000 円
松本 眞佐子	無職	20,000 円
安藤 森吉	自営業	20,000 円
斉藤 昭	会社役員	20,000 円
斎藤 光男	会社役員	20,000 円
福原 勝	会社役員	30,000 円
新井 巖	自営業	20,000 円
中井 英子	無職	30,000 円
長島 美津子	無職	30,000 円
元秋葉 満男	会社役員	30,000 円
矢島 廣子	無職	20,000 円
岡本 則和	会社役員	50,000 円
矢島 よね	無職	30,000 円
山崎 豊	会社役員	30,000 円
松井 美保	主婦	90,000 円
その他の寄附	234件	2,280,000 円
その他の収入		1,000,000 円
今回計		4,090,000 円
総計		4,090,000 円

支出

人件費	315,000 円
家屋費	1,319,760 円
選挙事務所費	1,301,520 円
集合会場費	18,240 円
通信費	100,073 円
交通費	0 円
印刷費	961,000 円
広告費	1,032,150 円
文具費	62,121 円
食糧費	146,769 円
休泊費	0 円
雑費	133,365 円
今回計	4,070,238 円
総計	4,070,238 円

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	ポスターの作成	814,000 円
	計	814,000 円

報告書受理年月日	平成26年3月17日	第1回報告分
----------	------------	--------



候補者氏名	松本 佳和	所属党派	みんなの党	期間	1月31日から
出納責任者氏名	松本 静作				第1回分

収入

主たる寄附

(氏名・団体名) (職業) (寄附額)

山岡 孝	会社役員	30,000 円
荻原 隆史	会社役員	100,000 円
荒井 真道	住職	50,000 円
船津 徳英	会社役員	100,000 円
名倉 孝作	会社役員	100,000 円
関 長左衛門	会社役員	30,000 円
松山 茂則	会社役員	30,000 円
高橋 弘義	会社役員	30,000 円
松本 章	無職	20,000 円
飯塚 秀行	会社員	30,000 円
市川 貞弘	会社員	30,000 円
小野 栄二郎	会社役員	30,000 円
松本 静作	会社役員	30,000 円
松本 富美子	主婦	30,000 円
佐藤 長徳	施設長	30,000 円
芝野 勝利	会社役員	100,000 円
山田 勝治	会社役員	30,000 円
境 啓次	会社役員	30,000 円
星野 博	無職	30,000 円
皆川 恭一	会社員	20,000 円
木下 博信	会社員	30,000 円
遠山 進	会社役員	30,000 円
宮本 澄雄	宮司	30,000 円
大久保 重男	会社役員	20,000 円
照山 忠男	会社役員	20,000 円
小林 司	会社役員	30,000 円
矢作 元美	農業	30,000 円
久保木 秀樹	会社役員	100,000 円
内藤 一夫	会社役員	20,000 円
山口 孝明	会社役員	30,000 円
富樫 孝	会社役員	30,000 円
平岡 仁	会社役員	20,000 円
山田 竜宏	会社員	90,000 円
古沢 勝雄	会社員	90,000 円
高橋 哲也	会社員	90,000 円
佐々木 佳代子	会社員	90,000 円
その他の寄附	39件	390,000 円
その他の収入		307,673 円
今回計		2,327,673 円
総計		2,327,673 円

支出

人件費	1,195,000 円
家屋費	225,373 円
選挙事務所費	225,373 円
集合会場費	0 円
通信費	387,595 円
交通費	0 円
印刷費	944,255 円
広告費	178,500 円
文具費	0 円
食糧費	29,607 円
休泊費	0 円
雑費	18,543 円

今回計	2,978,873 円
総計	2,978,873 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	651,200 円
	計	651,200 円

# 正 誤

埼玉県告示第四百四十一号（平成二十六年三月二十八日第二千五百八十号）中訂

正

ページ 表中

行

四 氏名

前から三

誤

別表のとおり。

正

別表のとおり。

誤

菊池 俊宏		げんき堂接骨院 春日部	春日部市中央1-13-1 イト-ヨ-カド-春日部5F	平成26年2月1日
-------	--	-------------	----------------------------	-----------

正

菊地 俊宏		げんき堂接骨院 春日部	春日部市中央1-13-1 イト-ヨ-カド-春日部5F	平成26年2月1日
-------	--	-------------	----------------------------	-----------